

高槻停車場線ほか街路樹管理業務委託

仕 様 書

高槻市都市創造部道路課

高槻市市内一円街路樹管理業務委託仕様書

(目次)

| | |
|--------------------|---|
| 第1章 一般事項 | 3 |
| 第1条 (適用範囲) | 3 |
| 第2条 (用語の定義) | 3 |
| 第3条 (官公庁等への手続き等) | 3 |
| 第4条 (関係法規の遵守) | 3 |
| 第5条 (軽微な変更) | 3 |
| 第6条 (疑義の解決) | 3 |
| 第7条 (地元住民への対応) | 4 |
| 第8条 (街路樹の異常発見時の報告) | 4 |
| 第9条 (業務看板の設置) | 4 |
| 第10条 (後片付けと清掃) | 4 |
| 第11条 (提出書類) | 4 |
| 第12条 (管理技術者の配置) | 5 |
| 第13条 (その他) | 5 |
| 第2章 業務委託の監理 | 5 |
| 第14条 (現場の工程管理) | 5 |
| 第15条 (作業用の機械器具) | 6 |
| 第16条 (材料) | 6 |
| 第17条 (業務中の安全管理) | 6 |
| 第18条 (原状復旧) | 6 |
| 第19条 (発生材の処分) | 7 |
| 第20条 (過積載の防止) | 7 |
| 第21条 (写真管理) | 7 |
| 第3章 高木剪定・寄植剪定 | 7 |
| 第22条 (目的) | 7 |
| 第23条 (基本的考え方) | 7 |
| 第24条 (基本剪定) | 8 |
| 第25条 (整姿剪定) | 8 |
| 第26条 (落葉樹剪定) | 9 |
| 第27条 (常緑樹剪定) | 9 |

| | | |
|------|-------------------------|----|
| 第28条 | (剪定の方法) (図1、2) | 9 |
| 第29条 | (剪定すべき枝) (図3) | 10 |
| 第30条 | (越境枝・支障枝剪定、下枝剪定、危険枝剪定等) | 10 |
| 第31条 | (病虫害枝の巡回(徒歩)剪除) | 10 |
| 第32条 | (病虫害の剪定防除) | 11 |
| 第33条 | (寄植剪定(刈り込み)) | 11 |
| 第34条 | (刈り込みの方法) | 11 |
| 第4章 | 機械除草・抜根除草 | 11 |
| 第35条 | (目的) | 11 |
| 第36条 | (機械除草) | 12 |
| 第37条 | (抜根除草) | 12 |

第1章 一般事項

第1条 (適用範囲)

- 1 本仕様書は、高槻市都市創造部道路課が施行する高槻停車場線ほか街路樹管理業務委託に適用する。
- 2 本業務は、本仕様書並びに大阪府都市整備部監修の「委託役務業務必携」に従い業務を行うこと。(ただし、1-1-6 第3項は適用除外とし、建設業法第二十六条に定める主任技術者と同等の資格を有する者を配置すること。) また、委託役務業務必携に特に定めがない事項については、「土木請負工事必携」(大阪府都市整備部)の規定によること。ただし、これら文中の「契約書」とは、大阪府の土木設計業務等委託契約書(以後、府契約書という。)を指すため、本業務においては、それぞれに示される府契約書の条番号が示す見出しと同一の本業務契約書条項の見出しを参照するものとする。

第2条 (用語の定義)

1 街路樹

道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第2条第2項第2号で定める「道路上の並木」、及び道路構造令(昭和45年制令第320号)第2条第1項第17号で定める「植樹帯」に植栽される樹木及び地被類のほか、都市緑化のため道路に計画的に植栽されるものをいう。

2 道路法により道路管理者である高槻市が管理する道路の区域をいう。

3 法定外公共物

管理者である都市創造部道路課および管理課が管理する里道等をいう。

4 道路用地

管理者である都市創造部道路課および管理課が管理する道路用地をいう。

第3条 (官公庁等への手続き等)

- 1 受注者は、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2 受注者は、業務の履行にあたり必要な関係官公庁及びその他の関係機関への届出などを実施しなければならない。
- 3 受注者は、届出などの実施にあたっては、報告しなければならない。

第4条 (関係法規の遵守)

受注者は、業務の履行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規定を守り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

第5条 (軽微な変更)

受注者は現場の状況などにより、作業位置、方法に関してやむを得ず行う軽微な変更については、協議し、報告する。

第6条 (疑義の解決)

受注者は、契約に定める事項について疑義を生じた場合には、協議する。

第7条（地元住民への対応）

- 1 受注者は業務の履行に先立って、監督職員と調整の上、地元住民に業務の内容を説明し、理解と協力を求め、業務の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 受注者は、業務に関し、地元住民から要望などがあつたとき、又は交渉を要するときには、速やかに監督職員に連絡し、誠意をもって解決を図るとともに、その経緯について遅滞なく報告するものとする。

第8条（街路樹の異常発見時の報告）

受注者は、作業中に街路樹の枯れや病害虫の発生などの異常に気付いた場合は、速やかに監督職員へ連絡すること。

第9条（業務看板の設置）

受注者は、業務内容を示す看板、その他作業現場に必要な注意板、制札板などを、通行者などが見やすい位置に設置するものとする。

第10条（後片付けと清掃）

受注者は、業務委託の作業終了後、速やかに現場の後片付けをし、以下のとおり入念な清掃を行うものとする。

- (1) 取り残しがないように、きれいにかき集める。
- (2) 植込内などを清掃する際には、樹木を傷つけないように注意する。
- (3) 除去したゴミ類は、直ちに現場より搬出処理し、分別等を行い適正な方法で処理すること。

第11条（提出書類）

受注者は、以下の書類を提出するものとする。

1 契約締結時

- (1) 管理技術者届
- (2) 管理技術者経歴書、資格証の写し、雇用していることを証する書類
- (3) 安全衛生法による、安全衛生教育修了証、特別教育修了証等、資格証等の写し
- (4) 賠償責任保険（第三者損害保険）の写し
- (5) 業務計画書
- (6) 暴力団排除に関する誓約書
- (7) 監督職員より指示のあつた関係書類

2 完了時

- (1) 請求書
- (2) 完了届
- (3) 引渡書

- (4) 写真
- (5) 出来高図
- (6) 監督職員より指示のあった関連書類

第12条 (管理技術者の配置)

受注者は、管理技術者として、第1条に定める要件、及び以下を満たす者を配置すること。

- 1 契約日において受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、当該雇用期間が3か月以上経過している者。
- 2 作業中現場に常駐し、その運営及び管理を行う者とし、作業等に関し、受注者の一切の権限を行使することができる者。

第13条 (その他)

- 1 受注者又は受注者が本仕様に定める業務に従事するものは、当該業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等から内部通報に関する規則」に基づき、その事実を本市に通報することができる。なお、受注者は上記について、契約後すみやかに、従事者に通知するものとする。
- 2 受注者は、業務に従事する者に本市の環境方針を周知すること。また、環境への配慮の推進の取組について協力するように努力すること。
- 3 設計図書及び見積参考図書は「共通仕様書」によるものとし、見積参考資料とは設計図書(仕様書、平面図、数量総括表、質問回答書)以外の資料をいう。見積参考資料および設計図書中に「参考」と表記された項目は、あくまでも入札参加者の適正・迅速な見積りに供するため、発注者が想定した設計積算の内容を参考に示した資料にすぎず、何ら契約上の拘束力を生じるものではない。このため、業務を履行するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとする。業務の履行にあたってはこの趣旨を十分理解し、事故発生等を招かないよう、その防止措置に留意しなければならない。

第2章 業務委託の監理

第14条 (現場の工程管理)

- 1 受注者は、適正な進捗管理に努めるものとする。また、発注後速やかに施工を行えるよう監督職員と施工時期と施工方法の調整を行うこと。
- 2 各作業は、天候、生育状態などを考慮し、最大の効果が期待できるよう、監督職員と調整し進めるものとする。
- 3 受注者は、工程に変更が生じる恐れのある場合には、承諾を受けるものとする。
- 4 本業務において、受注者は、業務期間中、歩行者及び交通の安全確保等のため必要な作業を早急に行うこと。

第15条（作業用の機械器具）

- 1 作業用の機械器具などは、各作業に適するものを使用する。特に機械器具類の目的外使用は絶対に行わないこと。
- 2 病害枝の剪除作業等において、樹木の病原菌に冒された部位に使用した器具は、使用后直ちに付着物を拭き取り、アルコール等を湿した布等で殺菌を行い、乾かしてから使用すること。
- 3 作業にあたり、高所作業車の使用に際しては、事前に監督職員の承諾を得ること。

第16条（材料）

設計図書で指定した材料は、監督職員の確認を受けたものを使用する。

第17条（業務中の安全管理）

- 1 受注者は、作業にあたって地元住民、通行者、交通、民家等に危険がないよう、十分な安全対策を講じるものとする。なお、第三者に損害をおよぼした場合は、受注者の負担において速やかに賠償するとともに、監督職員に報告すること。また、責任賠償保険（第三者損害保険）に加入すること。
- 2 受注者は、交通の安全について、関係官公庁と協議するとともに、高槻市道路課より交付している道路使用協議書を作業時に常に携帯しておくこと。
- 3 受注者は、豪雨、強風、積雪などの荒天時に際しては、天気予報などの情報を把握し、常にこれに対処できるように準備をしておくものとする。
- 4 受注者は、ガソリン、電気、農薬などの危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて、関係法令の定めるところに従い、安全対策を講じるものとする。
- 5 架空線（高圧線・通信線等）の影響により、作業の安全性が確保できない場合、電力会社・通信会社等との立ち会いについて、監督職員に申し出て、協議すること。
- 6 作業機械や道具類、剪定枝葉や刈草、土砂、ごみ類は、交通及び保安上の障害とならないよう、作業の都度整理し、速やかに搬出すること。風や通行車両の風圧で道路や近隣に散乱しないように注意すること。
- 7 受注者は、作業にあたり墜落防止のため必要な安全対策を講じること。
- 8 受注者は、草刈等の作業にあたり石や土埃等の飛散による事故及び被害発生の防止措置（立入禁止、飛散防止用ネット・板の使用、防塵対策措置等）を講じるものとする。
- 9 作業に従事する者は、作業に支障のない服装で、必要に応じてヘルメット、安全靴、墜落制止用器具、下肢の切創防止用保護衣（チャップス等）、保護眼鏡など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じるものとする。

第18条（原状復旧）

受注者は、作業にあたり、道路並びに道路附属物及び占用物件等の周辺施設、樹木などを損傷させないように注意すること。万一、損傷した場合は、直ちに監督職員及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を行うこと。また、受注者の負担において原状に復旧し、報告すること。

第19条（発生材の処分）

受注者は、現場での発生材を現場に存置することなく、作業の都度搬出し、適正に処分するものとする。ただし、あらかじめ監督職員の確認を得たものについては、この限りではない。

第20条（過積載の防止）

受注者は、伐採・剪定枝や刈草等の運搬に当たっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。

第21条（写真管理）

以下のとおり写真管理を行うこと。

- 1 A4版用紙で統一すること。
- 2 路線名を記載すること。
- 3 着手前、作業中、完了の3種類で整理すること。
- 4 全て、カラー写真とする。

第3章 高木剪定・寄植剪定

第22条（目的）

樹木の高木剪定・寄植剪定は、以下を目的とする。

- 1 美しい都市景観の維持
- 2 樹冠内の日照や通風を確保し、樹木の健全育成を促すこと
- 3 病虫害の予防
- 4 交通や道路施設の障害となる建築限界を侵した部分、強風等により枝折れする恐れのある部分などを排除し、未然に事故を防止すること
- 5 民有地への枝葉の越境を防止するなど、限られた生育空間内に樹冠が収まるよう形状を調整し、美しく整えること

第23条（基本的考え方）

- 1 高木とは樹高300cm以上を基本とする。
- 2 剪定は、樹木のもつ自然樹形を基本とし、樹木固有の美しさを保つように行うこと。
- 3 寄植剪定（刈り込み）は、整形を基本とし、人工的な美しさを保つように行うこと。
- 4 地域の生態系、樹木の生育状況、景観、都市機能、交通安全、周囲の環境に配慮すること。
- 5 同一路線、同一区間の樹冠は、同高、同形になるよう努めること。
- 6 樹種の特性を理解の上、種々の制約条件に応じて最も適切な方法と時期により行うこと。
- 7 花木の場合は、花芽分化時期に留意すること。

- 8 樹高が高くなり、枝が横に大きく広がる樹種は、維持する樹木の大きさや形状に配慮すること。樹高12m以上の樹木は、12m程度まで高さも落として剪定すること。
- 9 樹木が次の状況またはそれに近い状況にある場合は、監督職員と協議の上、前項までの事項にかかわらず、第30条に示す通り「越境枝・支障枝・危険枝」等として剪定・刈り込み等を行うこと。
 - (1) 枝、葉等が、道路構造令で定める建築限界を侵しているとき。
 - (2) 枝、葉等が、道路を走行する車両等の視界の障害となり、信号機若しくは道路標識又は歩行者の確認が著しく困難であるとき。
 - (3) 高圧の架空電線又は変圧器から1.5m以内に街路樹の枝葉等が接近している場合。
 - (4) 道路照明灯の光を、枝、葉等が著しく阻害しているとき。
 - (5) 枝、葉等が道路の区域を越えて民有地に進入しているとき。
- 10 樹木についている不要になったシュロ縄等、また、不用意に取り付けられた鉄線等は、作業にあたり除去すること。
- 11 樹木に材質腐朽菌によるキノコの発生、幹や根元の大きな腐朽・空洞（うろ）、不自然な揺らぎ、傾斜等の異常を発見した場合は、監督職員に速やかに報告すること。
- 12 フジの剪定は、冬季、花芽に留意しながら長枝（つる）を剪定し、良好な藤棚の形成を促すために行うこと。
- 13 株立ちの樹木についての剪定作業における幹周の算出方法は、株立ち数3本程度の場合には「樹冠を形成する主要な幹の周長の総和×70%」とするが、本数の多い株立ちの場合については、同等の枝張の単木との比較を行い、監督職員と協議の上決定すること。
- 14 剪定作業後に、建築限界を侵している枝が存在しないか確認すること。

第24条（基本剪定）

目標とする樹形維持・形成のために、枝の骨格・配置を作ることを目的とした骨格枝剪定に適用する。

主に、枝降ろし、枝抜き剪定、切返し剪定によって、将来の枝の生長を予測した枝の数や長さ、配置を決め、不要枝を除去すると共に、残した枝葉について整姿剪定を行って樹冠を整える。

第25条（整姿剪定）

樹冠内の枝葉の混みすぎによる枯損枝の発生防止や風害の予防などを目的とするもので、樹形・樹冠を整える程度の軽剪定に適用する。

原則として当年から前年の間に基本剪定を行った樹木を対象とし、主に枝抜き剪定と切返し剪定により、繁茂して混みすぎた枝数の整理（減少）を行い、切詰め剪定により樹冠の乱れを整える。同時に危険枝や支障枝、病虫害枝、ヤゴ、胴吹き枝等の不要枝の除去も行う。

第26条（落葉樹剪定）

- 1 落葉樹について適用する。
- 2 樹冠の半分以上落葉した状態（休眠期）のうち、落葉期を適期とする。
- 3 着葉期は、剪定不適期で樹木への負担が大きいため、次の様なやむを得ない場合を除き原則として行わないこと。
 - (1) 台風などの強風により倒木の恐れのある樹木
 - (2) 枝葉の生長が著しく早く、風害に弱い樹種
 - (3) 薬剤散布出来ない場所で害虫が大量に発生し、第32条の剪定防除では対応できない場合
 - (4) 落葉期に剪定が出来ず、やむを得ず剪定の必要のある場合
- 4 できる限り緑陰を保つように剪定すること。

第27条（常緑樹剪定）

- 1 常緑樹について適用する。
- 2 初秋（9～10月）を適期とするが、通行支障が生じている場合は、監督職員と協議し実施時期について協議すること。針葉樹の剪定適期については落葉樹の剪定適期と同様とする。
- 3 剪定方法は原則として基本剪定に準ずる。

第28条（剪定の方法）（図1、2）

- 1 剪定の方法には、切詰め、切返し、枝抜き、枝降ろしなどがあるが、樹木の性状や生育状況に応じた方法を選択し、将来の枝葉の生育方向を見込んで行うこと。
- 2 枝の切除は枝の分岐部または芽の直上で行うこと。また、枝の付け根の枝組織と幹組織が混じり合っているカラーと呼ばれる部分を傷つけないよう、バークリッジを残してカラーにできる限り近く正しい位置と角度により剪定すること。
- 3 良く切れる鋏や鋸等を使用し、切断面は滑らかに仕上げること。
- 4 枝の途中、または極端に細い枝を残して太枝を切るような、いわゆる「ぶつ切り」は行わないこと。
- 5 太枝を切除する場合は、枝の自重で切り口の付け根から裂けることを防ぐために、切断予定箇所数十センチ上の部分をあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くした上で切り返しを行う「二段切り」を行うこと。
- 6 太い枝（概ね直径15cm以上）または桜を剪定した場合は、必要に応じて切り口に殺菌・癒合促進剤を塗布する。
- 7 剪定した枝は、不用意に落下させないように十分注意し、太いものはロープ等で吊りながら適切な長さで切断し、地上まで下ろすこと。

第29条（剪定すべき枝）（図3参照）

剪定すべき枝は以下の通り。

- 1 枯れ枝や折れて落下する恐れのある枝、建築限界（図4、5参照）を侵して人や車に接触する恐れのある低い枝（危険枝）
- 2 架線に近接している枝や、信号機、道路標識、照明灯等を隠す枝、民有地へ越境する枝、車両や歩行者の通行や視界を妨げる枝（支障枝）
- 3 病害虫に侵され、治療や駆除が出来ない枝（病害虫枝）
- 4 樹冠、樹形の維持や、樹冠内の通風や採光の支障となっており生育上不必要な枝（逆さ枝、からみ枝、平行枝、車枝、胴吹き枝、徒長枝、立枝、ふところ枝、ヤゴなどの不要枝）
- 5 上記4の不要枝のうち、胴吹き枝やふところ枝などにおいて、将来育成させて主枝や亜主枝（副主枝）として交代させる予定の枝は切らずに残すこと。

第30条（越境枝・支障枝剪定、下枝剪定、危険枝剪定等）

- 1 越境枝・支障枝剪定は、官民境界における樹木の枝の適切な管理及び照明灯等の機能の確保を図るために、越境枝及び照明灯等の施設に影響する支障枝を対象とした剪定を行うものである。樹木の枝葉が、民地境界及び各施設から原則として1.0m以上離れるように剪定するが、剪定方法の詳細については監督職員と協議すること。
- 2 樹木の枝葉が、高圧の架空電線又は変圧器に支障となる場合は、原則として1.5m以上（垂直方向の場合は2.0m以上）離れるように剪定する。
- 3 支障枝剪定・下枝剪定は、建築限界の確保及び道路の安全快適な通行を図ることを目的とするもので、下枝（幹ぶき（胴ぶき）、やご（ひこばえ）を含む）を対象とした剪定を行うものである。樹木の下枝高は、道路構造令に基づく建築限界を侵さない高さ（車道側4.5m、歩道側2.5m）を確保するものとする。ただし、植栽後間もない樹高の低い樹木については、監督職員と調整のうえ当面の下枝高を定めて剪定する。
- 4 枝の切り戻しの際には、枝の枯れ込みを防止するため、細枝を残して剪定し、特に指示した場合を除き「ぶつ切り」は行わないこと。

越境枝・支障枝剪定、下枝剪定及び危険枝剪定については、原則として整姿剪定の50%の作業とする（常緑樹の場合は、落葉樹夏季剪定の整姿剪定の50%を準用する）。

- 5 「吊し切りによる枝切除」として第39条（吊し切り伐採）を適用するのは、高所作業車の使用ができず、かつ切除した枝を直下へ下ろすことができないため、人力によりロープ等で吊し、誘導しながら安全かつ慎重に目的の地点に下ろす必要のある場所での作業の場合とし、監督職員と協議の上行うこと。

第31条（病害虫枝の巡回（徒歩）剪除）

- 1 病害虫の発生個所含め前後の樹木を徒歩により巡回する。
- 2 枝葉の陰になっているものなどがあるので、目視を十分に行う。
- 3 病害虫の発生が認められた場合は、剪定防除を行うとともに、監督職員に速やかに連絡する。また、チャドクガのぬけ殻等、かぶれるおそれのあるものも同様とする。

第32条 (病虫害の剪定防除)

- 1 病虫害の発生枝をすべて剪除する。
- 2 枝葉に付いている害虫が落下しないように注意深く切り取る。落下してしまった場合は清掃する。
- 3 剪除した枝及び害虫は速やかに処分する。

第33条 (寄植剪定(刈り込み))

刈込鋏や刈込機を用いて樹冠などを刈り込み、樹形を整えるとともに、混み過ぎた枝や枯れ枝を除去し、通風、採光を確保するように行うものとする。

実施回数は、景観に配慮した通行空間を確保するため、2回を基本とするが、それを超える場合は、監督職員と協議し、決定すること。

第34条 (寄植剪定(刈り込み)の方法)

- 1 樹形全体に凹凸のないように、一定の形又は一定の高さに刈り込む。
- 2 花木の刈り込みにあたっては、花芽分化時期に留意すること。
- 3 ベンチなどの背後や歩道に沿って植栽されている中低木の刈り込み、剪定作業に際しては、尖った切断面が生じないように、鋏で切り戻すなどの適切な措置をとること。
- 4 刈込機で刈り込んだ後、裂けたりつぶれたりした枝の切り口や、枝葉の表面に出た太枝などは、鋏で切り戻すこと。
- 5 枯損枝は、切除すること。
- 6 低木の施工数量は植地面積(投影面積)とし、中木は刈り込み後面積(表面積)とする。(図6参照)
- 7 樹木の規格・仕様は、剪定後の高さで判定する。
- 8 連続植樹帯(低木)の仕上がり高さは60cm以下を標準とするが、交差点付近、横断歩道付近等、視認性を確保するために刈り高を低く抑える必要のある植え込みや、遮光の目的で植栽されている生垣等については、監督職員と相談し仕上がり高さを決めること。
- 9 歩道植樹帯や中央分離帯の中低木は、原則として枝葉を縁石の内側に収めるよう仕上げる。特に車道部への枝葉のはみ出しを防止するよう留意すること。
- 10 玉物、トピアリー等、特殊な仕上がり形状の刈り込みに当たっては、施工方法、仕上り形状等を監督職員に確認すること。
- 11 低木剪定(刈り込み)前に植樹帯の除草を行う場合、第37条(抜根除草)で行うこと。

第4章 抜根除草・機械除草

第35条 (目的)

抜根除草・機械除草は、以下を目的とする。

- 1 植栽地の美化及び都市美観の維持
- 2 樹木などの生育阻害の防止

- 3 病虫害発生予防
- 4 火災の防止
- 5 見通しの確保や車両の雑草巻き込み等の事故発生防止

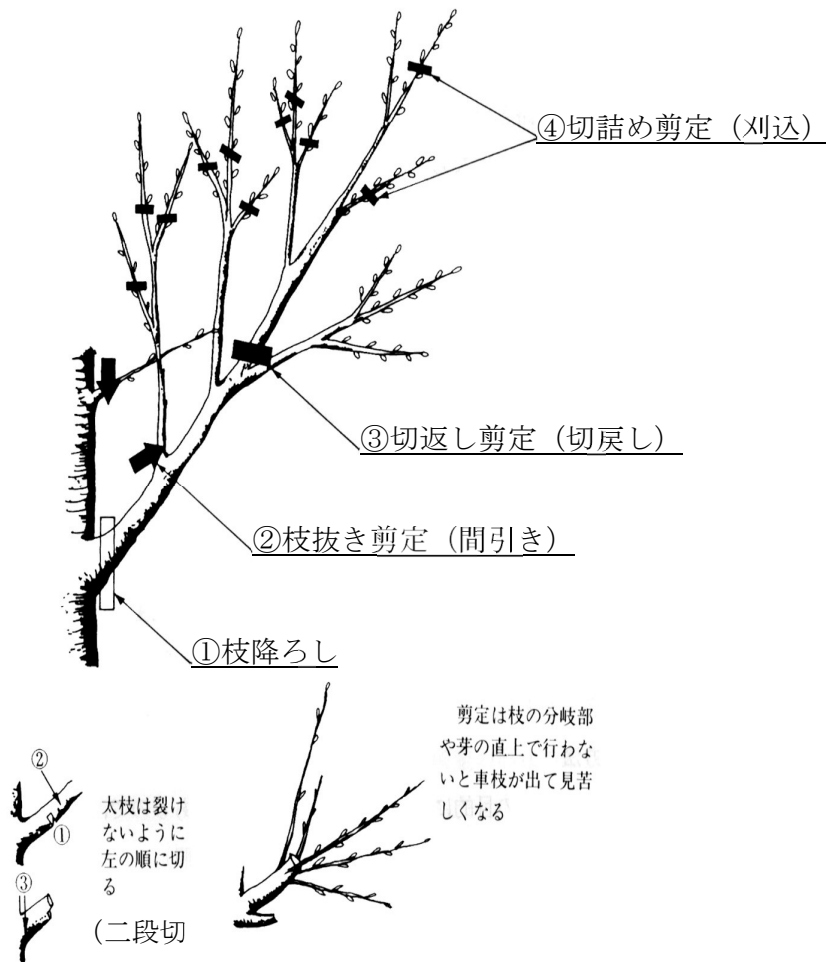
第36条 (機械除草)

- 1 作業に際し空カン等の除去を行うこと。作業完了後は、作業地及びその周辺を清掃すること。
- 2 草刈りの高さは地盤高5cm以下として施工すること。ただし、現地盤の不陸及び法肩等により5cm以下で施工できない場合は、監督職員と協議を行うこと。
- 3 既存植物や道路施設を傷めないように注意する。
- 4 通行の安全確保及び飛び石防護等の危険防止、第三者災害防止の対策を行うこと。
- 5 集草については、刈取後すぐに行うこと。
- 6 実施回数は、景観に配慮した通行空間を確保するため、2回を基本とするが、それを超える場合は、監督職員と協議し、決定すること。

第37条 (抜根除草)

- 1 作業に際し空カン等の除去を行うこと。作業完了後は、作業地及びその周辺を清掃すること。
- 2 除草フォークなどを用いて根、地下茎等も取り除くこと。
- 3 既存植物を傷めないように注意すること。
- 4 抜根除草跡はきれいに整地すること。
- 5 実生の木本類、及び樹木や施設などにかからんでいるつる性雑草も、取り残しのないよう除去すること。
- 6 同時に中低木刈り込み作業を行う場合は、先に抜根除草作業を行うこと。
- 7 集草については、抜取後すぐに行うこと。
- 8 実施回数は、景観に配慮した通行空間を確保するため、2回を基本とするが、それを超える場合は、監督職員と協議し、決定すること。

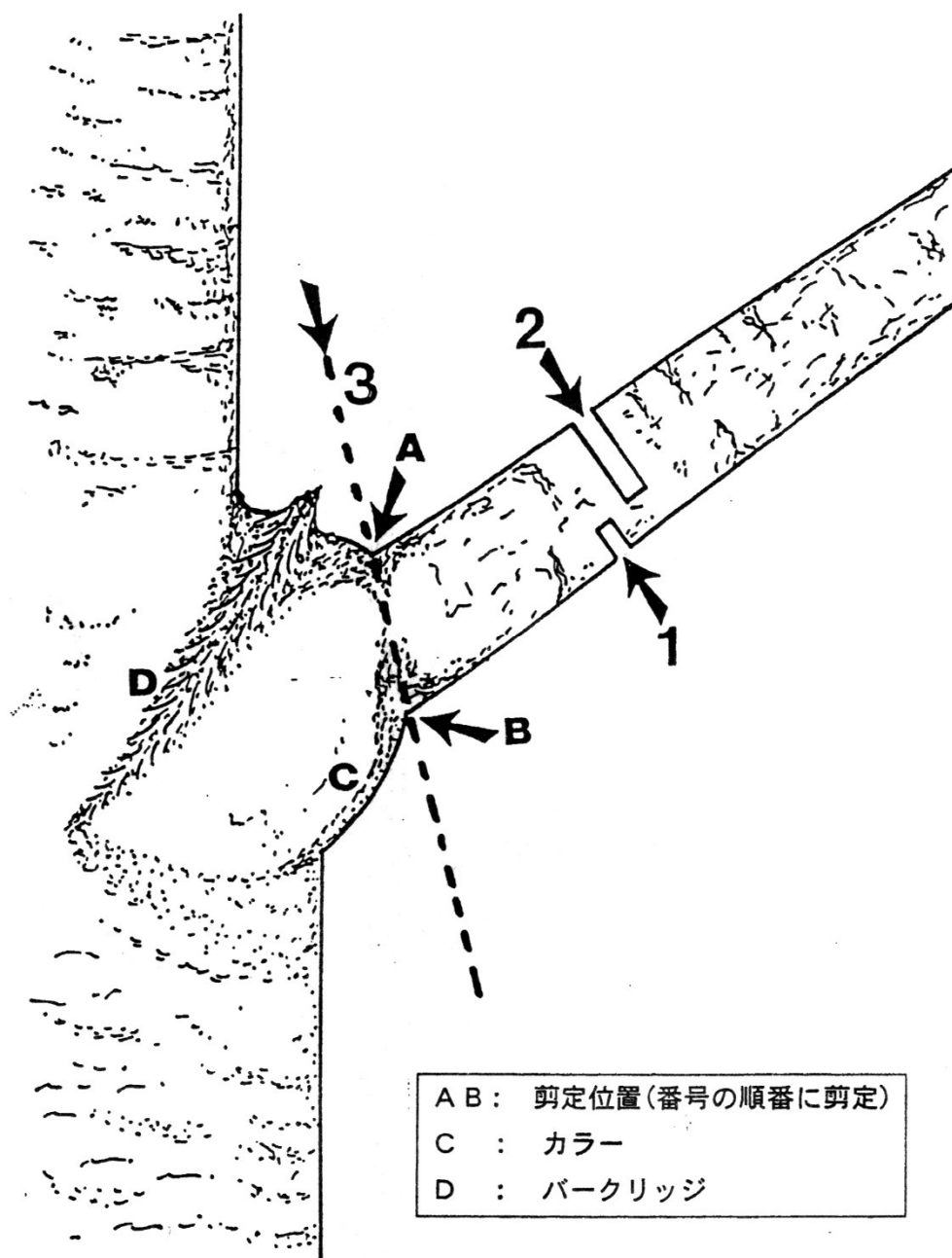
図1 剪定の方法（一般的に①から④の順で行う）



(出典：道路緑化基準・同解説 第5版 (社) 日本道路協会 一部改変：() 内を追記)

- | |
|---|
| <p>① 枝降ろし：主幹から出る太枝（主枝）を幹との付け根（分岐部）から切除するもので、骨格づくりや下枝上げなどに用いる。切除する位置や角度、順序に特に注意を要する。</p> <p>② 枝抜き剪定（間引き）：主に不要枝を取り除く最も基本的な剪定方法で、骨格となる保全すべき枝を選択し、その他の不要枝を枝の付け根（分岐部）から切除する。</p> <p>③ 切返し剪定（切戻し）：長くなった主枝あるいは亜主枝（又は副主枝。主枝から出た枝。一般的には前々年以前に伸長した古い枝）を枝の途中（分岐部）で切除する剪定方法で、樹冠の大きさを大幅に縮小する場合や、主枝、亜主枝を別の枝と交代させる場合などに用いる。縮小しようとする長い枝（太枝）の途中から分岐した短い枝（細枝）を残し、分岐部（付け根）から長い方の枝を切除する。</p> <p>④ 切詰め剪定（刈込）：側枝（又は新生枝、当年枝。一般的には前年に伸長した新しい枝）を枝の途中（芽の上）で切除して樹冠の大きさを調整する場合や、切断部から萌芽する新たな枝によって枝振り（枝の配置）を再構成する場合に用いる。自然樹形仕立ての場合は原則として行わない。伸ばそうとする外向きの定芽の直上部を斜めに切断する。なお、刈り込みについても切詰剪定の一環である。</p> |
|---|

図2 剪定の方法 (バークリッジとカラー)



(出典：現代の樹木医学 要約版 第2版 Alex L, Shigo 著 日本樹木医会 訳・編)

図3 剪定すべき枝



（出典：緑化樹木の剪定技術（財）日本緑化センター 一部改変：（）内を追記）

- | | |
|---|---|
| ① | 主枝（シン）と競合する枝（競争枝）：主幹の軸となる主枝より高く長く伸びた枝 |
| ② | 枯れ枝：枯死した枝 |
| ③ | 逆さ枝（下がり枝）：外側に伸びる性質に逆らい、枝の下や内側に向かって伸びる枝 |
| ④ | 病虫害被害枝：病虫害に侵された枝 |
| ⑤ | からみ枝（交差枝）：他の枝に絡みついたような形になっている枝 |
| ⑥ | 平行枝（重なり枝）：同じ方向に伸びる上下に平行した枝 |
| ⑦ | 車枝：切除された場所から放射状に複数出ている同年枝 |
| ⑧ | 胴吹き枝（幹吹き）：幹から直接発生した小枝 |
| ⑨ | 徒長枝（トビ・飛び枝）：本年生枝、前年生枝の中で、他の普通の枝より異常に長く伸びる枝で、組織が軟弱なものが多い |
| ⑩ | 立枝：幹に平行して上方に立ち上がっている枝 |
| ⑪ | ふところ枝：亜主枝（副主枝）よりも内側にある弱小な枝 |
| ⑫ | ヤゴ（ヒコバエ・根吹き）：根元付近から発生する小枝 |
- ※上記の不要枝のうち、⑧胴吹き枝、⑪ふところ枝などにおいて、立枝のものや方向の悪いものは取り除くが、水平に広がるものや方向のよいものは樹勢調整も考慮し残しておくこと。残した小枝は3年経過したのち整理するが、将来育成させて主枝や亜主枝として交代させる予定の枝の場合は切らずに残すこと。

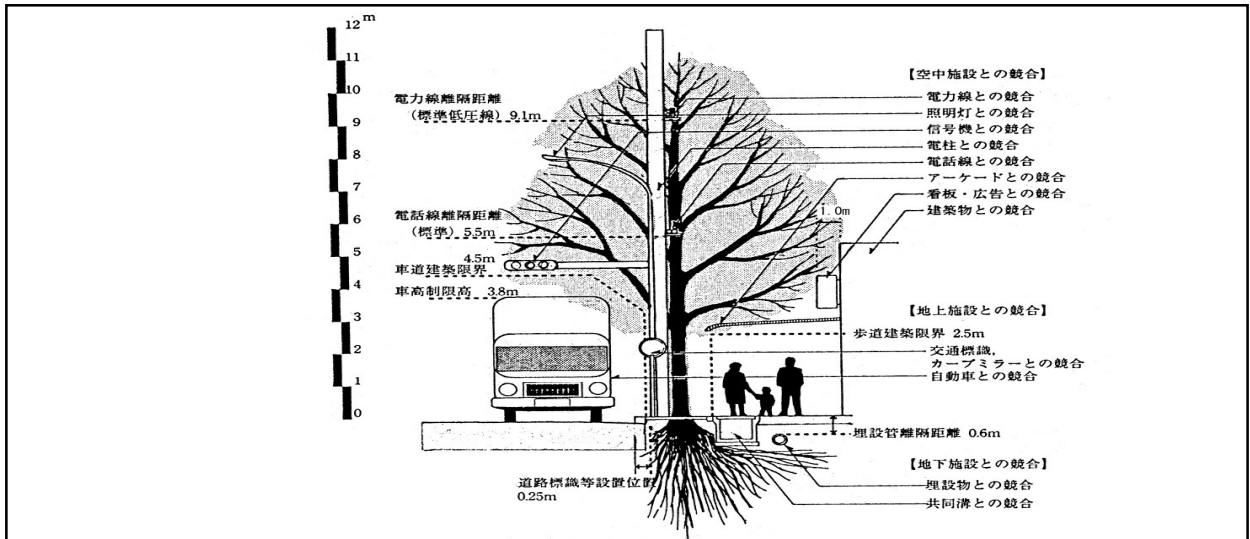


図4 街路樹の生育空間に係わる制限
 (出典:「第二次建設局街路樹等調査委員会報告書」
 東京都建築局、1988を参考に作成)

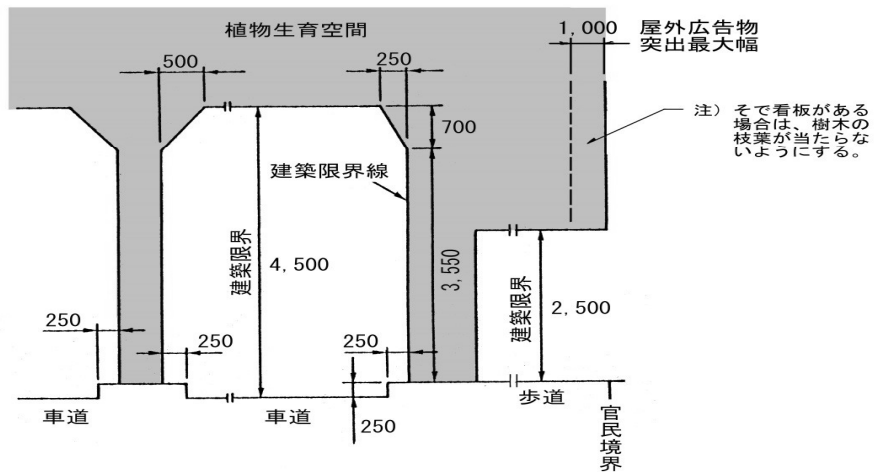


図5 建築限界

図6 寄植剪定 施工面積の判定

